新宿区立地域センター団体登録に関する同意書

団体登録に関して、下記の注意事項をご確認ください。
＜下記事項を確認後、同意されたうえで団体登録の手続きをお願いいたします＞

地域センターのご利用にあたっては、決められたルールを守っていただくことになります。**ルールを守っていただけない場合は、**施設の利用を取消・中止することや、システムの利用**を制限することがあります**のでご了承ください。

記

1. 部屋の利用について

- ✧ **利用開始前に地域センター窓口で必ず利用手続きをしてください。**
- ✧ **利用時間は厳守してください。**
  ⇒利用時間には、準備と後片付け及び職員による点検確認の時間を含みます。
- ✧ 利用終了後は、設備・備品等を利用前の状態に戻してください。
- ✧ ごみは利用者が持ち帰るようご協力ください。
- ✧ 地域センターの施設・付帯設備に損害を与えた場合は、相当額を賠償していただく場合があります。
- ✧ 貴重品については各利用団体で責任を持って管理してください。
- ✧ 許可なく施設内で火気を使用しないでください。

2. 次の内容での利用はできません

＜施設利用中でも利用を中止していただくことがあります＞

- ✧ 団体登録申請書の「活動目的」欄に記載した内容以外の活動での利用。
- ✧ 他者や他団体への名義貸し。
- ✧ 物品販売や高額な参加費を徴収するセミナー等、営利を目的とした利用。
- ✧ 飲食や飲酒を主たる目的とした利用。
- ✧ 各部屋の定員数を超えての利用。
- ✧ 公序良俗を害するおそれのある利用。
- ✧ 大きな声や音を出す又は騒じょう行為や示威行為を行い、他の利用者や近隣住民へ迷惑を及ぼす利用。
- ✧ 地域センターの施設・付帯設備等に損害を与えるおそれがある利用。
- ✧ 地域センターの管理上支障がある行為を行うこと。
- ✧ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆるヘイトスピーチ解消法）」第二条に規定する差別的な言動をすると認められる利用。

3. 登録団体として利用する場合の注意点

① 「団体登録証」は適切に管理し、利用の申込みをする際は必ずご提示ください。

② 登録団体として利用できるのは、**会員名簿に名前が載っている方のみ**です。よって**会員登録した人数を超えての利用はできません。**
また、地域センターの登録団体は会員相互のコミュニティ活動を目的としているため原則として１人での利用はできません。

③ 会員名簿に載っている方のみの利用であっても、施設利用時には区民の利用者数が利用合計人数の過半数を超えていることが必要です。

※前項 ②，③ の利用ルールが守られていないことが判明した場合は、規則で定める団体登録の要件を満たさなくなるため、利用の途中であっても**一般料金を適用させていただく**ことがありますのでご了承ください。

④ 一斉受付(抽選会)での当選確率を上げるためと認められる「重複登録」「複数のセンターにおいて同一日付・時間帯の予約申込みを同時に行う」等により一斉受付日に予約した部屋を当日または後日にキャンセルすることは、他の利用団体に不利益を生じる行為となりますのでおやめください。

●会員数や登録内容等に変更があったとき及び「団体登録証」を紛失したときは、速やかに登録手続きを行った地域センターへ届出てください。

4. その他

✧ 地震・風水害その他の災害等が発生または予想される場合、地域センターは一時滞在施設として開設・運営することになります。このため、事前の連絡なく地域センター施設の利用を中止させていただくことがありますのでご了承ください。

10 所ある新宿区立地域センターでは、それぞれに管理運営委員会が組織され、施設の利用についてのルールや備品の貸出し等を決定し、運営しています。
会議室・ホール・調理室などの施設の利用に関するルールや禁止事項は、立地や建物の状況等により各センターで違いがあります。
特にインターネットで予約する際は、各センターのホームページをご覧いただくか、電話でのご確認をお願いいたします。

◆これらの注意事項は代表の方だけでなく、連絡担当者をはじめ、他の会員の皆様とも必ず共有してください。

以上の内容を確認し、全項目同意したうえで団体登録の申請をします。

令和　　年　　月　　日

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

落合第二地域センター管理運営委員会
新宿区中落合 4-17-13
☏　３９５１－９９４１